

公 示 公 告

令和元年10月25日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名 裁判員等の電話カウンセリング等業務委託等
- 2 調達内容、納入期限及び納入場所
別添「見積り合せ要領」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所等
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件 名：裁判員等の電話カウンセリング等業務委託等

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が令和元年10月25日に公示公告した「裁判員等の電話カウンセリング等委託業務等」（以下「業務」という。）に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本件調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに参加する者に必要な資格等

- (1) 最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていないこと。
- (2) 3(4)の技術審査に合格した者。

3 見積り合せに付する事項

(1) 件名

裁判員等の電話カウンセリング等委託業務等

(2) 業務内容、納入期限及び納入場所

別添仕様書1及び別添仕様書2のとおり

(3) 見積書提出期限及び納入場所

ア 見積書提出期限

令和元年12月6日（金）午後5時まで（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

(4) 技術審査

参加者は、履行能力を審査するために別添「技術審査要領」に従い、技術審査願を令和元年11月14日（木）午後5時までに提出してください。

なお、審査結果については、令和元年11月28日（木）正午までに電話又は電子メールにより通知します。

(5) 契約締結予定日

ア 令和元年12月17日（火）（仕様書2について）

イ 令和2年4月1日（水）（仕様書1について）

4 参加者は、上記3(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積書には、仕様書1及び仕様書2の業務に要する一切の諸経費を含めた金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）をそれぞれ記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

5 見積書の提出期限（3(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

6 契約の相手方について

- (1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者とします。
- (2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者とします。
- (3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

7 照会

- (1) 本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。
なお、照会は書面又は電子メールによることとします。

ア 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係（担当：望月）

電 話 03-3264-5864（係直通）

FAX 03-3234-0923

E-mail Mochizuki.Kei002@courts.jp

（CC:Kasai.Shunsuke006@courts.jp）

（FAX及びE-mailによる場合は、電話連絡をお願いします。）

イ 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

（裁判所の休日を除く。）

ウ 照会締切

令和元年11月29日（金）午後5時まで

- (2) 本要領に関する公告内容、本入札説明書に関する修正又は追加情報が発生した場合、裁判所は、該当者全員に対して当該情報を提供します。また、照会に対する回答についても同様とします。

8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

仕 様 書 1

第 1 件名

裁判員等の電話カウンセリング等委託業務

第 2 目的

裁判員裁判の審理の過程等において強い心理的圧迫を受けることにより、何らかの身体的、精神的不調を訴える裁判員、補充裁判員が現れた場合に備え、メンタルヘルス対策等の専門知識を有する業者による相談窓口を設置し、カウンセリング、健康相談等を実施することにより、裁判員、補充裁判員の身体的、精神的不調を解消・軽減するとともに、裁判員裁判に参加することについての国民の不安を解消することを目的とする。

受注者は、本仕様書、契約書各条項及び関係法令に従い、裁判員、補充裁判員及びこれらであった者（以下「裁判員等」という。）に対し、以下のサービス（以下「本サービス」という。）を提供するものとする。

第 3 調達の対象範囲等

1 調達対象物

第 4 の業務（業務の遂行に必要な要員の確保及び施設、設備等の提供（施設、設備等を用意し、業務に供することをいう。）を含む。）

2 履行場所

受注者の提案に基づき、最高裁判所が承諾した場所とする。

なお、本業務に必要な設備等については、受注者が用意し、その費用は受注者の負担とする。

3 電話カウンセリング等窓口設置期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

4 利用対象見込人数及び利用実績

別紙のとおり

第 4 業務内容

1 裁判員等への本サービスの提供方法

受注者は、受注者の設置する電話受付回線又は作成するウェブページに寄せられた裁判員等からの相談等を以下の(1)から(5)のいずれかに振り分けた上で、受注者が開設する相談窓口の臨床心理士、精神保健福祉士等の資格を持つもの（以下「心理カウンセラー」という。）又は医師、保健師、看護師等の資格を持つもの（以下「専門スタッフ」という。）により、以下の(1)から(5)の各サービスを提供するものとする。

ただし、国外からの相談等は受け付けないものとする。

(1) 電話によるカウンセリング

受注者は、受注者が開設する相談窓口の心理カウンセラーによる、メンタルヘルスに関する電話によるカウンセリングを行う。

なお、受注者が開設する相談窓口の心理カウンセラーについては、1年以上のカウンセリングの実務経験を有する者とする。

(2) Eメールによるカウンセリング

受注者は、受注者が開設する相談窓口の心理カウンセラーによる、メンタルヘルスに関するEメールによるカウンセリングを行う。

(3) 対面カウンセリング

受注者は、裁判員等の希望に応じて、受注者が開設する相談室又は受注者が提携する医療機関若しくはカウンセリングルームの心理カウンセラーによる、メンタルヘルスに関する対面カウンセリングを行う。

なお、受注者は、メンタルヘルスに関する対面カウンセリングを行うため、1か所以上の相談室を開設し、各都道府県に1か所以上、かつ、全国に150か所以上の医療機関又はカウンセリングルームと提携すること。

(1)から(3)までの結果、裁判員等が希望する場合又は心理カウンセラーが必要であると認める場合には、専門医療機関の紹介又は医療機関情報の提供をすること。

(4) 電話による健康医療相談サービス

受注者は、受注者が開設する相談窓口の専門スタッフによる健康、医療、メンタルヘルスに関する相談に応じる。

なお、必要に応じて、夜間及び休日の医療機関案内、医薬品に関する情報の提供、医療機関情報の提供を行う。

(5) Eメールによる健康医療相談サービス

受注者は、受注者が開設する相談窓口の専門スタッフによる健康、医療、メンタルヘルスに関する相談に応じる。

なお、必要に応じて、夜間及び休日の医療機関案内、医薬品に関する情報の提供、医療機関情報の提供を行う。

2 受付時間等

(1) 電話カウンセリング受付時間（1(1)）

9：00～21：00（土曜日は10：00～18：00，日曜日，祝祭日及び12月31日～1月3日を除く。）

(2) 対面カウンセリング予約・紹介時間（1(3)）

9：00～21：00（土日，祝祭日及び12月31日～1月3日を除く。）

(3) 1(2)及び(5)は、返答に数日かかってもやむを得ないものとする。

(4) 1(4)の業務については、毎日行うものとし、受付時間は24時間とする。

なお、(1)の時間帯以外に、1(1)の業務に相当する相談を受けた場合は、(1)の時間帯に再度架電すれば1(1)のサービスが受けられる旨を案内するものとする。

(5) 1(4)の業務のうち、医療機関情報の提供については、内容により返答が翌日になってもやむを得ないものとする。

3 裁判員等へのサービス内容等

(1) 業務の名称

「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」とする。

受注者は、電話窓口等における対応の際は、前記名称で対応するものとする。

(2) 利用資格の確認

受注者は、裁判員等に対しサービスを提供するに当たり、架電等をしてきた者が裁判員等であることを確認するため、最高裁判所が予め会計年度に応じて裁判員等に付与する暗証番号等を確認する。

(3) 利用条件

1 (1)から(5)までの利用は、契約期間中無料とする。

ただし、1 (3)のうち、裁判員等が利用する対面カウンセリングは、契約期間中各相談者につき5回まで無料とする。

その際、対面カウンセリング予約者が、予約日の前日又は当日に予約を取り消した場合、対面カウンセリング1回の利用をしたものとみなす。

(4) 公務災害に関する情報の提供等

受注者は、裁判員等から公務災害に関する問い合わせがあった場合、その他最高裁判所が受注者に予め指示する事項に該当した場合には、裁判員等に対し、裁判所から公務災害に関する情報を得よう裁判員等に告知する。

4 電話料金

(1) 受注者は、本サービスを提供するに当たり、受注者において、受注者の事務所内に携帯電話及び簡易型携帯電話からも利用できる裁判員等専用のフリーダイヤルによる電話受付回線を設置するものとする。なお、フリーダイヤルについては、令和元年度の本件と同様の業務において使用している電話番号を引き継ぐものとする。

(2) 前項の電話受付回線の設置工事費及び毎月の電話料金（携帯電話及び簡易型携帯電話からの通話料を含む。）は、受注者が負担するものとする。

5 ウェブページの作成

(1) 受注者は1 (2)及び(5)の業務を行うため、ウェブページを作成する。

(2) 裁判員等によるウェブページへのアクセス方法は、最高裁判所が作成するウェブページ上に、(1)のウェブページへのリンクを貼る方法による。

(3) (1)のウェブページ上に利用者ID等を確認するためのフォームを作成する。

(4) (3)の利用者ID等については、最高裁判所が予め会計年度に応じて指定するものを使用する。

6 報告義務

(1) 受注者は、裁判員等に対し、本サービスを提供するに当たり、裁判員等から対応等について意見、要望、苦情等を受けた場合は、速やかに発注者に対してその旨を口頭あるいは電話、メールにより報告する義務を負うものとする。

(2) (1)の場合において、口頭等による報告後に発注者が書面による報告を指示した場合、受注者は報告書を提出するものとする。

7 注意義務

受注者は、裁判員等に対し、本サービスを善良な管理者の注意義務を持って提供するものとする。

ただし、裁判員等が受注者に対し、本サービスの範囲を超えるサービスを求める場合を除くものとする。

第5 実施計画

受注者は、契約締結後速やかに最高裁判所と本業務の詳細仕様の確認を行い、次の項目を含む実施計画書を作成し、最高裁判所の承諾を得ること。

また、次の項目以外にも必要となる項目がある場合には、その項目についても実施計画書に記載すること。

- (1) 業務にあたる要員の質の確保
- (2) 本業務に要する施設及び設備
- (3) 緊急状況への対応
- (4) スケジュール
- (5) 本業務態勢図（提携する医療機関及びカウンセリングルームの一覧表を添付すること。）

第6 提出物及び提出期限

1 実施計画書（第5）及び業務マニュアル（第10の3）

令和2年4月10日（金）

2 利用状況報告書

- (1) 受注者は令和2年4月から令和3年3月までの本サービスの以下の項目について月ごとの利用状況をまとめた報告書を作成し、当月分を翌月15日（15日が、土曜日、日曜日又は祝日にあたるときはその翌開庁日）までに提出する。

ただし、令和3年3月分については、業務終了後、速やかに報告すること。

なお、報告書の形式及び提出方法は、契約締結後、最高裁判所及び受注者と協議の上決定する。

ア 第4の1(1)から(5)の各月の利用件数集計表

イ 第4の1(1)から(3)の相談類型ごとの利用件数集計表

ウ 第4の1(4)及び(5)の相談類型ごとの利用件数集計表

エ 第4の1(1)から(5)における各月の医療機関紹介件数集計表

オ 相談者各人ごとに、以下のとおり区分けして記載した一覧票

- (ア) 属性（性別、年齢区分、都道府県名）
- (イ) 相談日時、相談形態、相談類型
- (ウ) 具体的な相談内容の要旨
- (エ) (ウ)に対する具体的な対応内容の要旨
- (オ) (ウ)に対する具体的な対応結果の要旨
- (カ) 対面カウンセリングの面接回数
- (キ) 医療機関紹介の有無

- (2) 受注者は、第4の3(2)記載の暗証番号等又は第4の5(4)記載の利用者ID等を利用し、本サービスを利用した者の利用資格取得年度（平成21年度窓口設置期間内から令和2年度窓口設置期間内まで）が明らかになる方法で報告するものとする。

3 業務完了報告書

受注者は、次のとおり四半期ごとの業務完了報告書を提出する。

なお、業務完了報告書の形式、内容及び提出方法は、契約締結後、最高裁判所及び受

注者と協議の上決定する。

- (1) 第1四半期 (令和2年4月1日から同年6月30日分)
- (2) 第2四半期 (令和2年7月1日から同年9月30日分)
- (3) 第3四半期 (令和2年10月1日から同年12月31日分)
- (4) 第4四半期 (令和3年1月1日から同年3月31日分)

4 提出物及び数量

- (1) 実施計画書 (紙及び電子媒体 各1部)
- (2) 業務マニュアル (紙及び電子媒体 各1部)
- (3) 利用状況報告書 (紙及び電子媒体 各1部)
- (4) 業務完了報告書 (紙媒体 1部)
- (5) 報告書(第4の6(2)) (紙媒体 1部)

5 提出物の書式

- (1) 書面によるものについては、日本工業規格(JISP0138) A列4番縦置き、横書き、
左とじを原則とする。図表については、必要に応じてA列3番横置きも使用可とする。
- (2) 各書面の書式は、2穴パンチによる余白を考慮したレイアウトとすること。
- (3) 書面及び図表の電子データは、簡潔で一意的に了解できる体系的なファイル名とすること。
- (4) 電子データは次のソフトウェアのいずれかで読みとり可能な形式のバイナリファイルを使用すること。
 - ア Microsoft Excel 2013
 - イ Microsoft Word 2013
 - ウ Adobe Acrobat Reader DC

6 提出場所

東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所

7 その他

本業務に関連して発生した文書(電子データを含む。)は、提出物の提出に至るまでの期間、受注者において管理する。これらの文書は、最高裁判所の求めに応じて随時提出し、また、最終提出物の提出の際に一括して最高裁判所に提出しなければならない。

第7 受注者の条件

1 秘密保持態勢

受注者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が行っている「個人情報保護に関する事業者認定制度」でプライバシーマークを取得しているか、又はそれと同等の個人情報について適切な保護措置を講ずる態勢を整備していること。

2 同種業務の実績

受注者は、過去3年間に、官公署(地方公共団体を含む)の構成員を対象とした、本件と同種の業務を実施した実績があること。

3 研修の実施

受注者は、電話カウンセリング等に従事する心理カウンセラー等に対する相談技術や個人

情報等に関する研修制度を有し、定期的に研修を実施していること。

第8 広報媒体物の確認

最高裁判所は、裁判員等に対し本サービスの告知をする場合、作成する媒体等を事前に受注者に確認するものとする。

第9 引き継ぎ等

- 1 受注者は、令和3年度に本件と同様の業務を実施しないことが判明した時点以降に、本サービスのうち、継続性を要するものを利用するために裁判員等から架電等があった場合、当該裁判員等に対し、令和3年4月1日以降には継続してサービスを提供することができないことを告知するものとする。
- 2 受注者は、令和3年度に最高裁判所が委託して本件と同様の業務を実施する業者に対し、第4の4の(1)で設置した裁判員等専用のフリーダイヤルによる電話受付回線の電話番号及び第4の5の(4)の利用者ID等を速やかに引き継ぐものとする。

第10 受注者に対する指示事項

1 守秘義務

受注者並びに受注者が提携する医療機関及びカウンセリングルームの心理カウンセラー等は、第6の2に必要な場合を除き、裁判員等から聴取した事実を他に漏らしはならない。なお、第三者に開示する必要がある場合は、事前に最高裁判所と協議して承諾を得ること。

2 指導、監督義務

受注者は、心理カウンセラー等に対し、裁判員等の相談の内容を十分に聴取した上で、裁判員等が理解できるように具体的に案内、情報の提供を行うように指導、監督する義務を負うものとする。

3 業務マニュアルの作成

受注者は、心理カウンセラー等が適正かつ円滑に電話カウンセリング等の業務を遂行できるように本業務マニュアルを作成し、最高裁判所の承諾を得た上で、各心理カウンセラー等に周知するものとする。

4 最高裁判所からの質問、検査及び資料の説明要求への対応

本業務の履行期間中、最高裁判所が、質問に対する回答、検査及び資料の説明を求めたときは、受注者はこれに適切に応じること。

5 再委託について

- (1) 受注者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて、書面による最高裁判所の承諾を受けた場合は、この限りでない。また、最高裁判所の承諾を受けた場合には、受注者は、当該第三者に対し、本仕様書に記載された事項を遵守する義務を負わせること。

- (2) 受注者は、最高裁判所の承諾を受け本業務の一部を他の者に委託する場合において、本業務を遂行する上で必要な情報を委託先に対して開示するときは、本業務

以外の目的で使用しない義務を負わせ、機密情報の破棄、個人情報 の適正な処置の義務を負わせなければならない。

- (3) 受注者が最高裁判所の承諾を受け本業務の一部を他の者に委託する場合は、その委託先における行為についても受注者が責めを負うものとする。

6 裁判員制度に関する基礎的知識等の周知

受注者は、最高裁判所が別途提供する資料等を配布する等の方法により、受注者の医師、保健師、看護師、心理カウンセラー等に裁判員制度に関する基礎的知識や業務上留意すべき事項を周知するものとする。

7 聴覚障害者への配慮

受注者は、本サービスを提供するにあたり、聴覚障害者が聴者と同様のサービスを利用できるよう、できる限りの配慮をすること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、最高裁判所と受注者との双方の協議により決することとする。

(別紙)

1 裁判員等利用対象見込人数

	月	裁判員等 利用対象 見込人数 (単位：人)
令和2年度	4月	9,040
	5月	8,752
	6月	8,812
	7月	9,084
	8月	9,084
	9月	9,048
	10月	9,048
	11月	9,048
	12月	9,048
	1月	9,048
	2月	9,048
	3月	9,048
月平均		9,009

(注) 裁判員等利用対象見込人数は、裁判員等経験者の増加と経年による利用の減少とを勘案して見込んだ人数である。

2 利用実績 (令和元年7月現在)

			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	合計
カウンセリング	電話	仕様書第4の1(1)	9	38	49	48	26	14	27	11	26	22	7	277
	Eメール	仕様書第4の1(2)	3	0	1	2	3	3	3	2	4	1	10	32
	対面	仕様書第4の1(3)	1	9	4	8	2	2	11	0	0	4	0	41
健康相談	電話	仕様書第4の1(4)	10	25	4	19	9	3	5	3	1	5	2	86
	Eメール	仕様書第4の1(5)	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	3

(注) 延べ人数である。

仕 様 書 2

第 1 件名

裁判員等の電話カウンセリング等委託業務（裁判員メンタルヘルスサポート窓口）
の利用案内書印刷用データ作成業務

第 2 業務内容

裁判員等の電話カウンセリング等委託業務の利用案内書印刷用データ（以下「印刷用データ」という。）を作成する。

1 仕様等

(1) 規格

納品は印刷用データのみであるが、最終的に A 4 判で印刷する予定

(2) 納入物品

印刷用デザインデータ（PDF 形式で CD-R 等により納入する。）

(3) ページ数

2 頁

(4) 刷色

カラー（両面・4 色）

(5) 納期

令和 2 年 2 月 7 日（金）

(6) 納入場所 最高裁判所（東京都千代田区隼町 4 番 2 号）

2 内容

受注者において、以下の内容を記載した原稿を作成し、最高裁判所の承認を受けたうえで、印刷用データを作成すること。なお、詳細は契約締結後、最高裁判所と協議の上で、決定する。

(1) 名称（裁判員メンタルヘルスサポート窓口）

(2) 裁判員等の電話カウンセリング等委託業務のサービス内容

(3) 利用方法

(4) 営業時間

(5) 利用資格確認用の暗証番号等

(6) 最高裁判所が指定するウェブページのアドレス及び利用者 ID 等

(7) 裁判員等専用フリーダイヤルの電話番号

(8) リサイクル適性表示

第 3 遵守事項等

1 受注者は、本件作業について、本仕様書に定める事項を遵守し、納品すること。

2 原稿作成のスケジュールについては、担当者で調整の上速やかに工程表を作成、提出し、その遵守に努めること。

3 受注者は、本作業の全期間及び本作業終了後、本作業に関連して知り得た事項を第三

者に開示又は漏洩しないこと。

4 本仕様書に記載されていない事項については、すべて担当者の指示に従うこと。

5 前各号について、疑義が生じた場合は最高裁判所の指示を受けること。

6 デザイン案の素材については、オリジナルで独占使用权のあるものを使用すること。また、レンタルポジの使用は認めない。

7 デザインの著作権については、著作権法27条及び28条に規定する権利を含め、最高裁判所に帰属するものとする。また、受注者は、著作権人格権を行使せず、受注者においてキャラクター等の画像データ等を保有する場合には、裁判所からの求めに応じて提供するものとする。

技術審査要領

技術審査のために必要な内容は次のとおりとします。

- 1 案件名 裁判員等の電話カウンセリング等委託業務等
- 2 公告日 令和元年10月25日
- 3 入札者に求められる条件

(1) 入札参加者の履行能力等を審査するため、次の資料を添付して、裁判員等の電話カウンセリング等委託業務に関する技術審査願（表紙（別紙様式第1）及びアの(エ)（別紙様式第2）を除き書式は任意。以下「技術審査願」という。）を提出すること。

ア 仕様書1第4の1の(1)から(5)の業務に要する業務態勢

(ア) 施設及び設備の概要（ただし、(エ)記載の提携医療機関若しくはカウンセリングルームを除く。）

電話及びEメールによるカウンセリング、健康医療相談の実施場所、入札参加者が対面カウンセリングを行うために開設する相談室の場所、利用者からの入電に対応する業務担当者の席数並びに同種業務における応答率（1日当たりの応答数を着信数で除して得られる値）及び応答率を維持増進するための方策等を記載する。

(イ) 業務担当者の概要（ただし、(エ)記載の提携医療機関及びカウンセリングルームを除く。）

健康医療相談、カウンセリング各業務別の担当者数及び有する資格等について記載する。

(ウ) 各業務における実際の業務の流れ

フローチャートを用いる等して記載する。

(エ) 提携する医療機関及びカウンセリングルームの名称等（仕様書1第4の1の(3)）

別紙様式第2を使用し、入札参加者が提携する医療機関及びカウンセリングルームの名称等を記載する（基準日は、令和元年10月25日とする。）。

イ 利用状況報告書の書式（仕様書1第6の2）

最高裁判所への報告を行うため、入札参加者が利用することを想定している書式を提出する。

ウ 利用者の利用資格取得年度を把握する方法及びその報告方法（仕様書1第6の2の(2)）

利用者の利用資格取得年度を明らかにする方法で最高裁判所へ報告を行うため、入札参加者において、利用資格取得年度の把握及び報告の各段階において予定している方法を具体的に記載する。

エ 取得している資格等（仕様書1第7の1）

仕様書1第7の1の資格につき、入札参加者が当該資格を取得した時期を記載し、資格証の写しなどを添付する（同等の個人情報について適切な保護措置を講ずる態勢を整備している場合には、資料を提出する。）。

オ 同種業務の実績（仕様書1第7の2）

仕様書 1 第 7 の 2 の実績につき、入札参加者が、過去 3 年間に、官公署（地方公共団体を含む。）の構成員を対象とした、本件と同種の業務を行った実績を記載する。ただし、下請を使用した場合は、下請企業名及び分担範囲を明記する。

また、該当実績が多数ある場合は、主要なものを 3 件のみ記載し、「主要なものの 3 件のみ記載」と明記する。

カ 年間研修スケジュールの提出（仕様書 1 第 7 の 3）

年間の研修スケジュール予定を明記する。

キ 業務マニュアルの作成方針（仕様書 1 第 10 の 3）

各心理カウンセラーが適正かつ円滑に業務が遂行できるマニュアルの作成方針等を具体的に記載する。

ク 聴覚障害者への配慮（仕様書 1 第 10 の 7）

電話により提供可能なサービス（対面カウンセリングの予約・紹介といった付随的事項を含む。）が E メールによって提供できない場合には、それを補完するために予定している配慮を具体的に記載する（電話と E メールにおいて同じサービスが提供できる場合は、その旨記載する。）。

4 提出方法等

(1) 提出方法及び提出部数は次のとおりとします。

提出先 〒102-8651 東京都千代田区隼町 4 番 2 号
最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

提出部数 2 部（正本 1 部、副本 1 部）

(2) 提出期限 令和元年 11 月 14 日（木）午後 5 時

5 留意事項等

書類の提出に関する留意事項は以下のとおりである。なお、契約担当官等は、提出された書類を納入能力等の審査以外に、提出者に無断で使用しない。

(1) 技術審査願の表紙は別紙様式第 1 を、提携する医療機関・カウンセリングルームの名称等は別紙様式第 2 を必ず利用すること。また、法人等の場合、別紙様式第 1 の競争参加者の欄には、事務所所在地、会社名及び代表者（委任状を提出している場合には代理人で可）の氏名を記載して押印すること。

(2) 入札参加者は、技術審査願に関して説明を求められた場合には、入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

(3) 提出された内容に偽りあるいは誤解を招く表現があった場合は、不正競争防止法により処罰されることがある。

(4) 技術審査願の作成に要する費用は、提出者の負担とする。なお、受領した書類は返却しない。

6 審査結果

審査結果について、令和元年 11 月 28 日（木）正午までに電話又は電子メールにより通知します。

(別紙様式第1)

令和元年 月 日提出

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 殿

技 術 審 査 願

競争参加者の

住所

氏名及び印（又は署名）

下記1の入札に参加したいので、技術審査願を提出します。

記

1 調達件名

裁判員等の電話カウンセリング等委託業務等

2 提出資料

別紙のとおり

3 問い合わせ先（連絡担当者の名刺を貼付）

※ 法人等の場合、会社所在地、会社名及び代表者（委任状を提出している場合には代理人で可）を記載し、押印してください。

(別紙様式第2)

提携する医療機関・カウンセリングルームの名称等

	名 称	医療機関・カウンセリングルームの別	所 在 地	在駐する心理カウンセラー等の 資格
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(令和元年10月25日現在)